

令和 6 年能登半島地震により被災された皆様へ

西日本プラスチック工業健康保険組合
理事長 泉 夏 樹

このたびの地震により被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、皆さまの安全と一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当組合では下記に該当する方々に対し、医療機関等での一部負担金等の支払いを猶予することといたしましたので、お知らせいたします。

記

●対象者

次の（１）及び（２）のいずれにも該当する当組合の被保険者・被扶養者であること

（１）令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者

（２）令和 6 年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③主たる生計維持者の行方が不明である場合

④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

●取り扱いの期間

令和 6 年 9 月末までの診療分、調剤及び訪問看護にかかる一部負担金等

※入院時食事療養費及び入院時生活療養費にかかる標準負担額に相当するものは除きます

●医療機関等での受診について

医療機関等で一部負担金等の支払いの猶予を希望される方は、窓口へ上記の対象者である旨と「氏名・生年月日・連絡先（電話番号等）・被保険者の勤務する事業所名」を申告いただくことで支払いが猶予されます。

●留意事項

このたびの措置は、あくまでも一部負担金等の支払いを猶予するもので、免除するものではありません。猶予分につきましては、後日被保険者様へ請求させていただきます。

以上

【お問い合わせ先】

西日本プラスチック工業健康保険組合

Tel 06-6263-0605